

渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、国土交通省利根川上流河川事務所が設置する。

(目的)

第3条 本委員会は、渡良瀬遊水地の湿地環境等、自然環境の適切な管理のあり方等を検討することを目的とする。

(委員会)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会務を総理する。

3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、利根川上流河川事務所が召集し、委員長が議長をつとめる。

2. 委員会の会議は委員の2分の1以上の出席で成立する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、利根川上流河川事務所地域連携課内に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成21年8月3日から施行する。